



# 島根県報

平成30年7月10日（火）

第3,021号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

平成30年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	(審 査 指 導 課)	3

**【特定調達公告】**

島根県防災ヘリコプター（J A32A R）定時点検整備に係る随意契約の相手方等	(消 防 総 務 課)	3
---	-------------	---

**【雑 報】**

平成30年度行政書士試験の実施	(総 務 課)	4
-----------------	---------	---

**【正 誤】**

平成30年3月30日付け島根県報号外第54号中	(薬 事 衛 生 課)	6
-------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第486号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成30年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成30年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

## 2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

## 3 応募締切

平成30年 9 月14日（金）

## 4 試験期日

## (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）・適性検査

平成30年 9 月21日（金）から同月23日（日）までのうちいずれか希望する日

## (2) 口述試験・身体検査

平成30年 9 月28日（金）から同月30日（日）までのうちいずれか希望する日

## 5 試験会場

## (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）・適性検査

松江地方合同庁舎 松江市向島町134-10（電話番号0852（21）0015）

浜田城山ビル 浜田市殿町83-191（電話0855（22）1334）

## (2) 口述試験・身体検査

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

## 6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

## 7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

**島根県告示第487号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
西潟ノ内地区用排水施設事業（県営水利施設）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

等保全高度化事業（農地集積促進型）			
-------------------	--	--	--

**島根県告示第488号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

出雲市湖陵町三部1530-24、1530-25、1530-28（次の図に示す部分に限る。）、1530-71、1530-72、1530-77から1530-82まで

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第489号**

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

平成30年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
329	浜田市片庭町254 島根県食品衛生協会浜田 支所 支所長 江木 修 二	浜田市片庭町254	島根県食品衛生協会浜田支 所 支所長 石田 和通人	島根県食品衛生協会浜田支 所 支所長 江木 修二

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 物品等又は役務の名称及び数量

島根県防災ヘリコプター（J A32AR）定時点検整備 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年 5月30日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 毛利 充臣

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

## 5 随意契約に係る契約金額

49,546,499円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 雑

## 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成30年 7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

## 1 試験期日

平成30年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

## 2 試験場所

松江商工会議所 松江市母衣町55-4

## 3 試験の科目及び方法

## (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連 する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

## (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成30年 7月30日（月）から同年 8月31日（金）まで

## イ 受付場所

(一財) 行政書士試験研究センター試験課

受験願書と一緒に配布する封筒により必ず簡易書留郵便で郵送すること(宛先は印刷済み。)。平成30年8月31日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 提出書類

受験願書(顔写真貼付け、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客様用)の貼付けがあるもの)一式

※行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)

(配布方法については、オを参照すること。)

## エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

## オ 試験案内及び受験願書の配布、請求方法

## (7) 郵送による請求

- a 請求期間 平成30年7月9日(月)から同年8月24日(金)(必着)まで
- b 配布期間 平成30年7月30日(月)から同年8月24日(金)まで
- c 請求方法 住所、氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号:A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさ)に郵便切手140円分を貼付けしたものを同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること。
- d 請求先 〒252-0299 日本郵便(株) 相模原郵便局留  
(一財) 行政書士試験研究センター試験課

## (4) 窓口配布

- a 配布期間 平成30年7月30日(月)から同年8月31日(金)まで  
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。
- b 配布場所
  - (a) 島根県総務部総務課(島根県庁本庁舎3階)、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター(島根県庁第3分庁舎1階)、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在  
配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
  - (b) 島根県行政書士会(松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階)  
配布時間 午前9時から午後5時まで

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受付期間

平成30年7月30日(月)午前9時から同年8月28日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成30年8月28日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

受付最終日(8月28日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

## イ 受験申込画面への入力

- (7) 顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意すること。
- (4) (一財) 行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## ウ 受験手数料の払込み

- (7) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済又はコ

ンビニエンスストアでの払込みにより行うこと。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A、M a s t e r、J C B、アメリカン・エクスプレス、D i n e r s

(ロ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソンスリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(エ) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(オ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しない。

(3) 問合せ先

(一財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望するものは、申請の手続きが必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成31年 1月30日 (水) 午前9時

(2) 方法

(一財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(一財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報で合格者の受験番号を公示する。

## 正 誤

平成30年 3月30日付け島根県報号外第54号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から 7	様式第 8 号、様式第 11 号及び様式第 13 号	様式第 13 号